

電子契約サービスに関するよくある質問

No.	質問	回答
1	クラウドサインとの契約は事前に必要でしょうか。契約しなくても電子契約は可能でしょうか。	事業者の皆様はクラウドサインと個別に契約する必要はありません。
2	着手書類・完了届・請求書等も電子契約で提出可能でしょうか。	電子調達システムで着手書類等を提出することはできません。事業者の皆様からご提出いただく着手書類等の電子化については、東京都契約請求システムで、契約書、納品書、請求書などの手続きがデジタルできるようになります。 (参考) https://www.kss.metro.tokyo.lg.jp/site?id=bpt_pg_loginmaetop
3	大容量となる50MBを超える案件は対象外と記載がありますが、契約書に含まれる仕様書等には、設計図書は含まれますか。	仕様書等には設計図書を含みます。
4	承認（確認同意）者は会社の代表でなければならないでしょうか。	承認（確認同意）者には、契約締結権限を有する者(具体的には代表権を有する者等)、又は、契約締結権限を有する者より契約締結権限を委任された者(通常は代理人等の管理者を想定しています。)を指定してください。
5	承認（確認同意）者を登録した全員の承認がなければいけないでしょうか。	承認（確認同意）者を複数指定した場合、電子契約を締結するためには、承認者全員の承認が必要です。 承認の途中において、何らかの事情により、承認者が承認を行えない場合は、東京都の契約担当者までご連絡ください。
6	契約担当者は最低何人必要ですか。	契約担当者のうち確認同意（承認）者は1名以上が必要です。通常、2名を想定していますが、1名でも構いません。
7	承認（確認同意）者を2名設定した場合は2名の承認が必要なのか、もしくはどちらかの承認でよいのでしょうか。	承認（確認同意）者を2名設定した場合は、2名の承認が必要です。
8	契約確認者＝契約事務担当、確認同意者＝契約締結権限者（代表、代表から委任された支店長等）という認識でよろしいでしょうか。	契約確認者という役割はございません。契約事務担当者であっても、確認同意を行う場合は確認同意者となります。確認同意者に、契約締結権限者を含むことについてはご認識のとおりです。
9	共有者は必ず登録しなければならないでしょうか。	共有者の指定は任意です。
10	認証担当者については、各案件ごとに毎回行うことになりますか。	「契約担当者事前登録」におけるメールアドレス認証は、1回のみです。 「契約手続情報登録」では、認証済みの契約担当者から、当該案件毎に契約担当者を選定します。
11	契約書等の書類は確認同意者の各々がダウンロードできるのでしょうか？	電子署名を付与した契約書類はすべての確認同意（承認）者及び共有者にメールに添付されて送付されます。（容量が大きい場合はメールのURLからダウンロードします。）
12	電子契約は、土日や夜間・早朝も可能ですか。	電子契約サービスの操作は、土日、夜間及び早朝にも可能です。 ただし、契約の確定には、東京都職員による最終確認同意作業が必要となります。
13	電子契約導入にあたっての推奨ブラウザ上での設定の必要はありますか。	推奨環境については、次のホームページを確認ください。 ○東京都電子調達システムホームページ https://www.e-procurement.metro.tokyo.lg.jp [トップページ] - [事前準備] - [パソコンの設定] ○電子契約サービス（クラウドサイン）ホームページ https://help.cloudsign.jp/ja/articles/2570393
14	「契約担当者事前登録」は、契約案件ごとに変更は可能でしょうか。もしくは変更不可でしょうか。	「契約担当者事前登録」は、契約担当者の候補者を事前に登録する操作です。ただし、契約案件ごとに異なった契約担当者を事前登録し、その登録した者を「契約手続情報登録」で契約案件毎に選択することも可能です。
15	開札時の内訳確認のため、都庁に来庁することは不要になるのでしょうか。	内訳確認の方法については、当該案件の契約又は起工部署の担当者にお問い合わせください。
16	事業者側の確認同意者に契約締結権限があるか、別途書面などを求めているでしょうか。	書面等の提出は求めません。
17	都側で確認同意をする方のメールアドレスは個人が特定されないようなものになるでしょうか。	東京都電子調達システムで取り扱う契約では、電子契約に使用するメールアドレスは、東京都側は組織のメールアドレスを使用します。課長等の名義人の記載はあるものの、原則的に、個人のメールアドレスは使用しません。
18	水道局、下水道局での実施予定はありますか。	公営企業局における電子契約の実施時期については、現時点では未定ですが、実施時にはご案内させていただきます。
19	契約確定日が契約書に記載されないため、第三者に契約書を提出する際、契約書の確定日がわかるプロパティ画面を提出しなくてはならない気がします（第三者とは、資金調達のための銀行等の提出先）。「契約確定」がされた日を契約書に記載できないでしょうか。	契約確定日を契約書鑑等に記載する予定はありません。 契約確定日の確認を求められた場合には、メールで送付される合意締結証明書を利用ください。（電子調達システムからダウンロードすることも可能です。）
20	確認同意を待ったら業務が間に合わなくなる可能性があります、契約締結の日付の遡りはありますか。	契約締結日の遡及適用（いわゆるバックデート）は行えませんので、契約部署と事前に調整し、追加書類の提出等による遅延が生じないようご対応ください。
21	入札参加資格受付票の受付票については電子でのやり取りが可能でしょうか。	受付票の確認方法は、落札(採用)した案件の契約担当者にご確認ください。
22	将来的に紙契約は無くなりますか。	事業者が希望する場合は、引き続き紙契約をすることができます。
23	電子契約で業務を進めた場合、業務数量変更が発生し、設計変更による変更契約が生じた場合、変更協議書、変更承諾書なども電子契約になるのでしょうか？	現時点では、契約変更については電子契約の対象外としています。
24	当面の電子契約対象案件はどの位の工事発注規模からですか？	令和6年度以降については、発注の規模ではなく、発注する部署及び対象とする業種・営業種目を示して実施していくこととなります。